1　迅速な初動体制の確立

首都直下地震が発生した場合に、各閣僚、中央省庁の幹部等は、速やかに、官邸危機管理センター（官邸危機管理センターが使用できないときは、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成15年11月21日閣議了解）に基づき、内閣総理大臣又は内閣官房長官が定める参集場所）又は中央省庁の庁舎に参集し、政府として、初動体制を迅速に確立の上、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集、分析等を行う。

また、災害対策基本法第28条の２第１項の規定に基づき、内閣総理大臣は、災害応急対策を推進するため、閣議にかけて、緊急災害対策本部を設置するなど、政府は、政府全体として非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う体制を速やかに立ち上げる。

各府省等は、災害対策本部を速やかに設置し、それぞれの所掌事務に関し必要な情報の収集、分析等を行うとともに、職員及びその家族の安否を確認する。首都直下地震が通常の勤務時間外に発生した場合に、第２節２⑷の参集要員は、中央省庁の庁舎等のあらかじめ定められた場所に速やかに参集する。当該参集要員以外の職員は、所属長等の指示に従う。

2　対処基本方針の策定

内閣総理大臣は、首都直下地震発生時の状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法第105条の規定に基づき、閣議にかけて、災害緊急事態の布告を発する。政府は、当該布告があったときは、同法第108条の規定に基づき災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定める。この場合、当該方針に、本計画に基づき中央省庁が非常時優先業務を実施するべきことを定めるものとし、各府省等は、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府一体となって、災害緊急事態に対処する。

3　非常時優先業務の実施

政府は、首都直下地震の発生直後から、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の事態や、参集する職員数の推移に応じ、政府全体の見地から、政府として維持すべき必須機能に該当する次の非常時優先業務を実施する。

被災地域以外の地域における業務の実施に当たっては、第２節２⑵に基づき措置するところにより、必要に応じ、中央省庁の権限を地方支分部局等に委任し、中央省庁は、非常時優先業務に専念することができる体制を確立する。

⑴　発生直後から概ね３日目まで

政府は、首都直下地震の発生直後から概ね３日目までの間、被災地域において、緊急輸送ルートを確保しつつ、人命の救助を最優先に被災者の保護を行い、被災地域の混乱を回避するために不可欠な措置を講ずる。また、国内外の信頼を喪失することがないよう金融機能の安定を確保し、国民経済上の混乱を回避するための措置を講ずるとともに、被災地域への支援による業務体制の再編を図りつつ、国民の日常生活に支障が生じないよう公共サービスの確保・提供を行う。さらに、首都直下地震による混乱等に適切に対処しつつ、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断することなく実施する。

①　内閣機能に関する業務

政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。

②　被災地域への対応に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、緊急輸送ルートを確保しつつ、被災者の生命及び身体の安全を確保することを最優先に実施する。また、被災地域の混乱を回避するため、主要なライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧を行うとともに、遺体の収容等を行い、社会秩序を維持し、ボランティア等の国内外からの人的・物的支援の受入れを行う。

ア　救助・救急、医療及び消火活動
イ　交通の確保及び緊急輸送活動
ウ　避難者や帰宅困難者等の安全確保
エ　食料、飲料水、燃料等の物資の供給の確保
オ　遺体の収容、検視・死体調査及び身元確認
カ　被災地域における社会秩序の維持
キ　被災地域に所在する駐日外国公館等の重要施設の警備
ク　ライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧、二次災害・複合災害の防止
ケ　国内外からの人的・物的支援の受入れ

③　金融・経済の安定に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、東京圏には国際的にも重要な金融機能が集積していることを勘案し、首都直下地震により、我が国の金融システムに対する内外の信頼を喪失することがないよう、金融機能の安定を確保する。また、被災地域以外の地域において、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格の高騰等の異常な事態に対処するための措置を講ずる。

ア　金融決済の円滑の確保
イ　証券市場及び商品市場における公正な取引の確保
ウ　外国為替相場の安定
エ　食料、飲料水、医薬品等の買占め及び売惜しみの防止による物価の安定
オ　電力供給の増強の要請
カ　燃料等の重要物資の売渡し又は増産の要請
キ　重要産業に係るサプライチェーンの維持・復旧支援

④　国民の生活基盤の維持に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被災地域に対して消防職員、医療関係者等の災害対応要員の派遣が行われる中で、被災地域以外の地域における業務執行の体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスについて、日常生活に支障が生じないよう維持する。

ア　消防・救急体制の確保
イ　医療提供体制の確保
ウ　気象等の予報、警報等
エ　情報通信及び放送の維持
オ　航空交通管制及び海上交通管制
カ　公的年金、雇用保険、生活保護費等の給付
キ　食品等の安全性の確保

⑤　防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、我が国の社会秩序の混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安の悪化等が生じるおそれがあり、平常時にも増してこのような事態に備える必要がある中で、我が国の安全保障を確保するとともに、国民の生命、身体及び財産の保護を図る。

ア　我が国の防衛及び警備
イ　暴動、騒乱等の鎮圧、テロリズム等の防止その他の危機管理対応
ウ　犯罪の捜査並びに被疑者の逮捕及び留置
エ　出入国の管理
オ　原子力施設の安全性の確保

⑥　外交関係の処理に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被害状況、これに対してとられた措置の概要等の情報提供、緊急援助の受入れなど、平常時にも増して外国政府、国際機関等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持し、在外邦人の権利等の保護を図る。